

青森県報

第三百十号

令和三年
五月十九日
(水曜日)

目次

訓 令

○青森県西北地域トッププレーヤーズ育成環境整備事業費補助金の交付に関する事務の西北地域県民局長への委任等に関する規程を廃止する訓令……………

(地域活力
振興課) …… 一

告 示

○軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名の変更……………

(税務課) …… 二

○生活保護法による医療機関の指定……………

(健康福祉
政策課) …… 二

○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………

(同) …… 二

○生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出……………

(同) …… 二

○生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の所在地変更の届出……………

(同) …… 三

○生活保護法による指定介護機関の介護予防・日常生活支援事業所の所在地変更の届出……………

(同) …… 三

○生活保護法による施術者の指定……………

(同) …… 四

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出……………

(同) …… 四

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の介護予防・日常生活支援事業所の所在地変更の届出……………

(同) …… 五

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の介護予防・日常生活支援事業所の所在地変更の届出……………

(同) …… 五

○介護保険法による居宅サービス事業者の指定…………… (高齢福祉課) …… 五
○介護保険法による介護予防サービス事業者の指定…………… (同) …… 五

公 告

○市街地再開発組合の定款変更の認可…………… (建築住宅課) …… 五
○市街地再開発組合の事業計画変更の認可…………… (同) …… 六

出先機関

○土地改良区の定款変更の認可…………… (西北地域
県民局) …… 六

○右 同…………… (上北地域
県民局) …… 六

公 営 企 業

○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示…………… (病院
管理課) …… 七

訓 令

青森県訓令甲第八号

庁 中 一 般
西 北 地 域 県 民 局

青森県西北地域トッププレーヤーズ育成環境整備事業費補助金の交付に関する事務の西北地域県民局長への委任等に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和三年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県西北地域トッププレーヤーズ育成環境整備事業費補助金の交付に関する事務の西北地域県民局長への委任等に関する規程を廃止する訓令

青森県西北地域トッププレーヤーズ育成環境整備事業費補助金の交付に関する事務の西北地域県民局長への委任等に関する規程(平成二十五年九月青森県訓令甲第十六号)は、廃止する。

附則

この訓令は、公表の日から施行する。

告示

青森県告示第三百六十六号

次の軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名について次のとおり変更があったので、青森県県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第九条の二前段の規定により告示する。

令和三年五月十九日

青森県知事 三村 申 吾

区分	名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	変更年月日
変更前	東日本三愛石油株式会社	清水 幸一	八戸市大字十八日町四一の二	令和 三・四・一
変更後		大坪 弘明		

青森県告示第三百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和三年五月十九日

青森県知事 三村 申 吾

事業所	事業所	指定期間
名称	名称	年月日
主たる事務所の所在地	所在地	

青森県告示第三百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年五月十九日

青森県知事 三村 申 吾

合同会社訪問看護ステーションにじの樹	つがる市木造赤根三のー六メゾンアカネ一〇一号	合同会社訪問看護ステーションにじの樹	つがる市木造赤根三のー六メゾンアカネ一〇一号	令和 三・七・一
--------------------	------------------------	--------------------	------------------------	-------------

青森県告示第三百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年五月十九日

青森県知事 三村 申 吾

区分	居宅介護事業者	居宅介護事業所	変更年月日
名称	名称	名称	年月日
主たる事務所の所在地	事業の種類	所在地	

事業所	事業所	廃止年月日
名称	名称	
主たる事務所の所在地	所在地	

日本基督教団木造教会	つがる市木造千代町六四	宗教法団日本基督教団木造教会訪問看護ステーションにじの樹	つがる市柏玉水米袋一五のー一	令和 二・六・三〇
------------	-------------	------------------------------	----------------	--------------

青森県告示第三百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和三年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	氏名
住所	住所
所	所
指定年月日	指定年月日
菊地 祐希	弘前市大字泉野二丁目七の八
令和三・四・二六	

変更後	変更前	変更後	変更前
医療法人 幸仁会	社会福祉 法人恵仁 会	十和田市大 字三本木 字一の字 六二	十和田市大 字三本木 字一の字 六二
十和田市大 字三本木 字一の字 二四九	十和田市大 字三本木 字一の字 二四九	訪問型 サービス	訪問型 サービス
医療法人 幸仁会 ちの会 ホームヘル パーシス テム	ホームヘル パーシス テム ぼん	十和田市大 字三本木 字一の字 八ノ字 里ノ字 ス付き高 者向け住 ロイヤル レス内	十和田市大 字三本木 字一の字 八ノ字 里ノ字 ス付き高 者向け住 ロイヤル レス内
十和田市大 字三本木 字一の字 八ノ字 里ノ字 料老人ホ ム有	十和田市大 字三本木 字一の字 八ノ字 里ノ字 料老人ホ ム有	十和田市大 字三本木 字一の字 八ノ字 里ノ字 料老人ホ ム有	十和田市大 字三本木 字一の字 八ノ字 里ノ字 料老人ホ ム有
〃	〃	令和 三・五・一	令和 三・五・一

青森県告示第三百七十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。（第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区分
医療法人 幸仁会	医療法人 幸仁会	十和田市大 字三本木 字一の字 二四九	十和田市大 字三本木 字一の字 二四九	居宅介護事業者 名称
十和田市大 字三本木 字一の字 二四九	十和田市大 字三本木 字一の字 二四九	訪問看護	訪問介護	居宅介護 事業の種 類
訪問看護 センター ちの会	医療法人 幸仁会 ちの会 ホームヘル パーシス テム	十和田市大 字三本木 字一の字 八ノ字 里ノ字 料老人ホ ム有	十和田市大 字三本木 字一の字 八ノ字 里ノ字 料老人ホ ム有	居宅介護事業者 名称
十和田市大 字三本木 字一の字 八ノ字 里ノ字 料老人ホ ム有	十和田市大 字三本木 字一の字 八ノ字 里ノ字 料老人ホ ム有	十和田市大 字三本木 字一の字 八ノ字 里ノ字 料老人ホ ム有	十和田市大 字三本木 字一の字 八ノ字 里ノ字 料老人ホ ム有	居宅介護事業者 所在地
〃	〃	令和 三・五・一	令和 三・五・一	変更 年月日

青森県告示第三百七十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第六項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護予防・日常生活支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
		支 介 援 護 予 防 ・ 日 常 事 業 生 活 者	名 称
医療法人 幸仁会	十和田市大 字三本木 里ノ沢一 二四九	主たる事務 所の所在地	介護予 防・日常 生活支 援
訪問型 サービス		類 類	介護予 防・日常 生活支 援
変更後	変更前	区 分	
		支 介 援 護 予 防 ・ 日 常 事 業 生 活 者	名 称
医療法人 ちのく ホーム センター シヨ	十和田市大 字三本木 里ノ沢一 八の五 料老人ホ ムライ のく内	主たる事務 所の所在地	介護予 防・日常 生活支 援
訪問型 サービス		類 類	介護予 防・日常 生活支 援
		所在地	介護予 防・日常 生活支 援
		変 更 年 月 日	
			令和 三・五・一

青森県告示第三百七十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和三年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの 種 類	居宅サ ビス事 業を 行 っ て 居 る 所	指 定 年 月 日
有 限 公 司 ア・シ ェ ン	十和田市西二十 三番町一五の四	訪問看護	ケ ア ス テ ー シ ョ ン 芽 生	令 和 三 ・ 六 ・ 一
			上 北 郡 東 北 町 字 塔 ノ 沢 山 一 蛭 沢 ア パ ー ト 二	

青森県告示第三百七十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第十五条の十第一号の規定により公示する。

令和三年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス 事業者 名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予 防サ ビス の 種 類	介護予 防サ ビス事 業を 行 っ て 居 る 所	指 定 年 月 日
有 限 公 司 ア・シ ェ ン	十和田市西二十 三番町一五の四	訪問看護	ケ ア ス テ ー シ ョ ン 芽 生	令 和 三 ・ 六 ・ 一
			上 北 郡 東 北 町 字 塔 ノ 沢 山 一 蛭 沢 ア パ ー ト 二	

公 告

市街地再開発組合の定款変更の認可

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、中

新町山手地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により次のとおり公告する。

令和三年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 組合の名称

新町山手地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和二年三月から令和六年三月まで

三 施行地区(施行地区及び工区)

青森市新町二丁目五の一から五の一まで、五の二五、五の二六、五の二八、五の二九、一〇一の一の一部、一〇二の三の一部及び一〇二の六の一部

四 事務所の所在地

青森市新町一丁目二の一八

五 設立認可の年月日

令和二年三月十七日

六 変更内容

参加組合員保留床及び負担金額

七 変更認可の年月日

令和三年五月十日

市街地再開発組合の事業計画変更の認可

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定により、中新町山手地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により次のとおり公告する。

令和三年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 組合の名称

中新町山手地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和二年三月から令和六年三月まで

三 施行地区(施行地区及び工区)

青森市新町二丁目五の一から五の一まで、五の二五、五の二六、五の二八、五の二九、一〇一の一の一部、一〇二の三の一部及び一〇二の六の一部

四 事務所の所在地

青森市新町一丁目二の一八

五 設立認可の年月日

令和二年三月十七日

六 変更内容

設計概要
参加組合員負担金
増床負担金

七 変更認可の年月日

令和三年五月十日

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、十三湖土地改良区の定款の変更を令和三年五月十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和三年五月十九日

西北地域県民局長 畑 内 圭 一

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、北三沢土地改良区の定款の変更を令和三年五月七日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和三年五月十九日

上北地域県民局長 石 橋 豊

公 営 企 業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和三年五月十九日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 特定役務の名称及び数量
放射線治療システム保守業務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県病院局運営部管理課
青森市東造道二丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
令和三年三月二十六日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
江渡商事株式会社
青森市問屋町一丁目一一の一五
- 六 契約金額
九千九百八十九万六千五百円
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格による見積であったので、契約の相手方としたものである。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円